

2023年12月27日

「定型の容器を用いた運送に関する利用規約」の新旧対照表（2024年2月7日改定）

（変更箇所は下線で示しております。）

	旧	新
	制定 2019年9月17日 改定 2023年2月10日	制定 2019年9月17日 改定 <u>2024年2月7日</u>
前文	本規約が適用されるサービスは、当社が提供する定型の容器（以下「ボックス」といいます）を用いて <u>定額</u> で行う運送であり、「標準引越運送約款」ではなく、「標準貨物自動車運送約款（以下「標準貨物約款」といいます）」を適用します。本規約は、標準貨物約款に定めのない事項や不明確な事項について、その内容を明らかにするために定められたものです。	本規約が適用されるサービスは、当社が提供する定型の容器（以下「ボックス」といいます）を用いて <u>（削除）</u> 行う運送であり、「標準引越運送約款」ではなく、「標準貨物自動車運送約款（以下「標準貨物約款」といいます）」を適用します。本規約は、標準貨物約款に定めのない事項や不明確な事項について、その内容を明らかにするために定められたものです。 <u>なお、標準貨物約款における「引受け」「引渡し」という文言は本規約において「集荷」「お届け」という文言で記載します。</u>
第四条（利用の際の注意事項）	1 お届け希望日について お届け希望日は、 <u>受取日</u> から1週間の範囲で指定可能です。 なお、お客様の都合により <u>引渡し</u> が1週間を超える場合、保管料を請求することがあります。	<u>当店は、以下のご利用の際の注意事項に該当する場合、日程の調整や費用の請求等を行うことがあります。</u> <u>（1）お届け希望日について</u> お届け希望日は、 <u>当店の申込ホームページ（URL；<a href="https://entry.008008.jp/single/">https://entry.008008.jp/single/</a>）（以下「申込フォーム」といいます）</u> で指定可能な最短のお届け日から1週間の範囲で指定可能です。なお、お客様の都合により <u>お届け</u> が1週間を超える場合、保管料を請求することがあります。
第四条（利用の際の注意事項）	—	<u>（3）重量について</u> <u>ボックス1本に積載できる重量は400kgまでです。安全に輸送できる重量を超過していると当社が判断した場合は、一部の荷物をボックス2本目への積載またはらくらく家財宅急便で輸送します。その場合、当店は、第五条（料金）に基づいて、料金を収受します。</u>

第五条（加算料金の適用）

1 当店は、以下に該当する場合、当店規定の料金（以下「加算料金」といいます）を適用します。

（1）荷物の受取日又は引渡日が、以下の加算料金適用日（以下「適用日」といいます）である場合、以下の内容の加算料金を収受します。

ア 土曜日・日曜日、又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合、作業日ごとにボックス1本につき土日祝日加算 2,200 円（消費税込み）

イ 当店規定のシーズン加算対象期間（毎年3月16日から4月5日まで）内の場合、ボックス1本につきシーズン加算 5,500 円（消費税込み）

ウ ア及びイどちらにも該当する場合、その両方を適用します。

例）シーズン加算対象期間に受取日を土曜日、引渡日を日曜日とした場合、ボックス1本につきシーズン加算 5,500 円、土日祝日加算 4,400 円、合計 9,900 円（消費税込み）

（2）荷物の受取り又は引渡し時刻を、次の時間帯（以下「適用時間帯」といいます）で指定する場合、以下の内容の加算料金を収受します。なお、適用時間帯は、作業の開始時刻を指すものとし、作業の開始時刻から終了時刻までを指すものではありません。

ア 「午前中」、「12時から15時」又は「15時から18時」の場合、作業日ごとに時間帯指定加算 1,100 円（消費税込み）

2 加算料金は、荷物の受取時において、受取日及び引渡日が適用日に該当するかどうかに並びに適用時間帯の指定があるかどうかによって確定します。荷物の受取後の引渡日の日時変更は、お断りすることがあります。なお、荷物の受取後に、お客様の都合により適用日または適用時間帯から適用外の日時に変更になった場合、減額精算は行いません。

3 前項の規定に関わらず、お客様の都合により適用外の日時から適用日又は適用時間帯に変更になった場合は、不足分の加算料金を収受します。但し、受取り又は引渡しの日時の変更が地震、津波、暴風雨等の天災その他お客様の責任によらない事由によるときは、この限りではありません。

当店は、ボックスを用いて行う運送の料金を以下のとおり収受します。

（1）ボックス料金

ア ボックス1本あたりの料金は、申込フォームにて、集荷先及びお届け先の住所ならびに集荷日及びお届け日を入力することで算出される料金とします。なお、お客様の申込日と、集荷日又はお届け日の間に一定の日数が存しない場合等、申込フォームで料金の算出ができない場合においても、ボックス1本あたりの料金は、申込フォームで本来算出される料金と同一料金になります。

イ お客様の荷物の形状またはボックスへの積み付け方等によってボックス1本に積載できる荷物量が変わりますので、当店は、本号アで定めたボックス1本あたりの料金に、荷物集荷時に使用したボックス数を乗じた料金を収受します。

（2）荷物の集荷又はお届けの時刻を、「午前中」、「12時から15時」又は「15時から18時」（以下「適用時間帯」といいます）で指定する場合、作業日ごとに時間帯指定加算料金として1,100円（消費税込み）を収受します。なお、適用時間帯は、作業の開始時刻を指すものとし、作業の開始時刻から終了時刻までを指すものではありません。

（3）お客様が申込時に指定した集荷先及びお届け先の住所、集荷日及びお届け日ならびに適用時間帯の希望の有無（以下「指定条件」といいます）と、荷物集荷時の指定条件が異なる場合、ボックスを用いて行う運送の料金は、荷物集荷時の指定条件によって確定します。

（4）荷物の集荷後に、お客様の都合により指定条件の変更があり、変更前の料金を下回る場合、減額精算は行いません。また、荷物の集荷後の指定条件の変更は、お断りすることがあります。

（5）前号の規定に関わらず、お客様の都合により指定条件の変更があり、変更前の料金を上回る場合は、不足分の加算料金を収受します。但し、集荷又はお届けの日時の変更が地震、津波、暴風雨等の天災その他お客様の責任によらない事由によるときは、この限りではありません。

2 ボックスに積載できない荷物を輸送する必要がある場合、らくらく家財宅急便の規定料金を収受します。

※上記改定に伴い、項番等の変更・記載方法の変更のみの改定箇所及び、「引受け」・「受取り」・「引渡し」から「集荷」・「お届け」への言い換えのみの改定箇所は、記載を割愛しています。